

I. P T Aの目的

1. P T Aはなぜあるのでしょうか

ご存知のように、P T Aは保護者と教職員が協力して、児童・生徒の健全な育成をはかることを目的としてできたものです。

ですから、学校および家庭における教育に関する学習を深めながら、学年や学校行事への協力、児童生徒の校外における生活の指導、地域環境の改善などの活動を行う中で、子ども達の幸福と健全な育成をはかることを目的にしているものだと言えるでしょう。

したがって、P T A活動に参加することは、子ども達のよりよい環境作りに参加していることとなります。

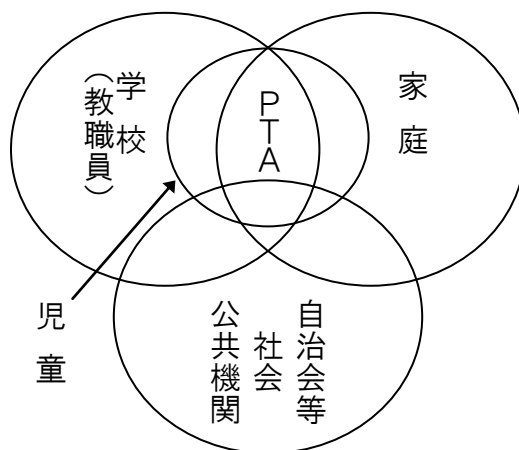
2. P T Aの役割

一般に、P T Aの活動は大別すると次の4つが考えられます。

- ① 子どもの望ましい育成をはかる活動
- ② 成人教育の場としての会員の学習活動
- ③ 学校教育を援助する協力活動
- ④ 子どもの教育の世論を作っていく活動

どのような活動に重点をおくかは、その年度の重点目標の立て方によって決まっていますが、いずれにしても保護者と教職員が協力しての組織的な学習や実践が必要であり、家庭・学校・地域社会との連携が大切になります。P T Aの果たす役割は、これらの活動を通して、子どもを取り巻く環境に敏感でなければいけません。

P T A会員となり、常に学ぶ姿勢を持ちそれを実践して、子どもの健全な成長をはかりたいものです。

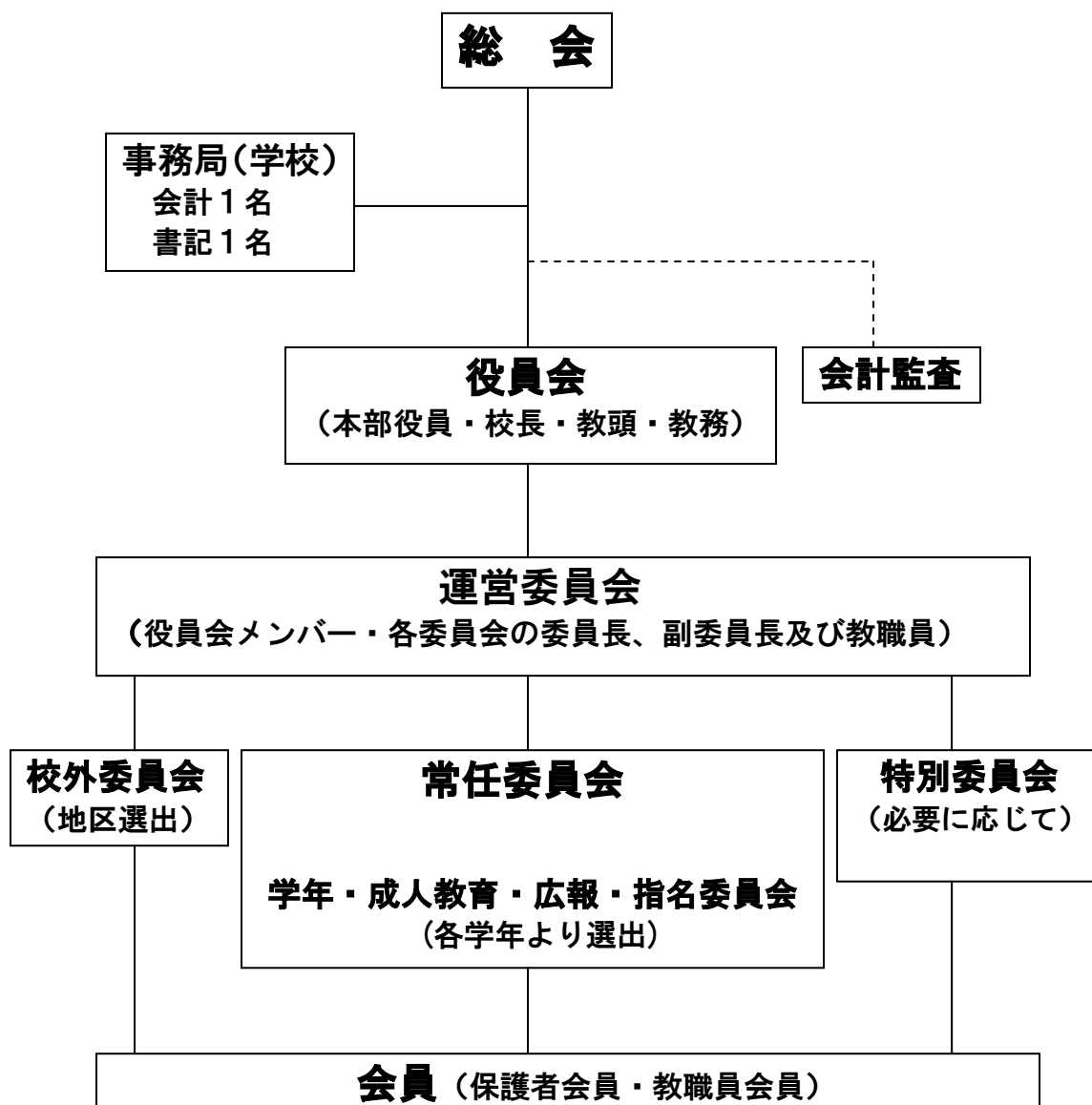


Ⅱ. 緑野小学校のPTAのしくみ

1. PTAの組織

緑野小学校のPTAは、下記のような組織からできています。

会員の意見がどのような経路で提案され、協議承認されるか、組織図を照らし合わせながら確認しましょう。



- ① **役員会**は、本部役員(会長・副会長・書記・会計)と校長・教頭・教務とによって構成されています。
- ② **本部役員及び会計監査委員**は、指名委員会で選出し、総会で報告されます。
- ③ **運営委員会**は、役員会構成メンバーと各委員会の正・副委員長及び事務局の会計・書記で構成されます。
- ④ **各委員会**は、学年より選出された委員と教職員で構成されます。
- ⑤ **校外委員会**は、世帯数に応じて各地区から選出します。
- ⑥ **常任委員会**は、各学年から選出された委員と教職員で構成されます。
- ⑦ **学年・成人教育・広報・指名委員会**は、各学年より選出します。5年生は学年・成人教育・広報のみ、6年生は学年のみを選出します。
- ⑧ **特別委員会**は、必要に応じて運営委員会の承認を得て設置し、委員は会長が委託します。

2. 運営方法や手順

- ① 組織の運営費（PTA会費）の集金は、担当の委員会で行います。
- ② 各委員会は、各委員長が招集します。会場は、原則として学校を使用することになっています。
- ③ 各委員会の正・副委員長は、委員と運営委員会のパイプ役になります。
- ④ 各委員会の事業計画は、役員会を経て、運営委員会に提案されます。ただし、緊急を要することは、会長の決裁となることもあります。
- ⑤ 規約の改正は総会で行いますが、細則、内規は運営委員会で改正することができるようになっています。
- ⑥ 各委員会には、担当の教職員がつきます。

Ⅲ. 委員会について

1. 委員会の役割

大きな組織が動くときには、大きな力が必要ですが小回りが効かないことや、能率的な動きの点で無理があります。

仕事を分担することによって生じる効率のよさと、仕事へのやる気と責任分担のよさを生かしながら、小さな力が大きな力へとつながるようにしていきたい、それが、委員会の役割ではないでしょうか。

各委員会が、組織を動かす一つ一つの歯車となり、それぞれがうまくかみ合ったときに大きな力となり、緑野小学校PTAとしての活動ができるのだと考えています。

2. 委員会の種類

年間を通して活動する委員会は、校外・学年・成人教育・広報・指名の5つがありますが、そのほかに必要に応じてもたれる特別委員会があります。

校外委員会

子ども達の登下校時の安全指導を中心に校外生活の指導や地域の教育環境の改善など、学校と地域や家庭とのパイプ役になる委員会です。学校ばかりでなく、地域の方々との交流もあり、幅広い活動ができるのもこの委員会の特色です。

学年委員会

担任と会員との間を信頼と理解で結ぶパイプ役となり、学校運営に協力する活動をする委員会です。

成人教育委員会

学校教育や家庭環境などについての理解を深める学習や教養を高めるための学習、また会員同士の交流を深めるための活動を企画する委員会です。生涯学習の必要性が言われている今、楽しみながら学びたいものです。

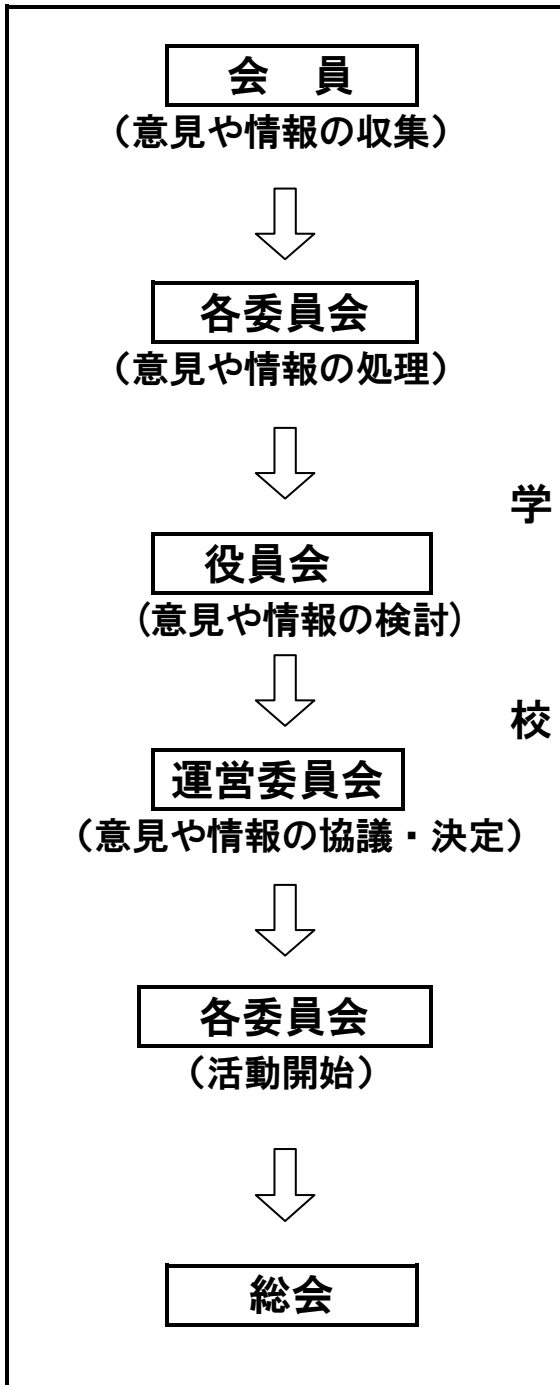
広報委員会

PTA活動の様子を会員に知らせることを目的にした委員会です。具体的には、「PTA広報誌」を発行して、会員相互の意識の向上を担う委員会です。

指名委員会

次年度の本部役員 7 名と会計監査委員 3 名を選出する重要な委員会です。

3. 委員会の進め方



会員の声を聞く
(地区会・懇談会など)



各委員会で行事案を作成
(本部役員のアドバイスを受けて)



役員会で検討してもらう



運営委員会にかける
(運営委員会議案は、役員会を経たものに限る。但し、急を要するときは当日提案も可とする。)



委員会ごとに活動始める
(行事の事前事後、必要に応じて
会員に知らせる。)